

平成 27 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 27 年 12 月 8 日（火曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 27 年 12 月 8 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 123 号 大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 3 議案第 124 号 大仙市行財政不服審査法に基づく手数料条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 4 議案第 125 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 5 議案第 126 号 大仙市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 6 議案第 127 号 字の区域の変更について
(質疑・委員会付託)

第 7 議案第 128 号 大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)

第 8 議案第 129 号 大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)

第 9 議案第 130 号 協和スキー場等の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)

第 10 議案第 131 号 平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）
(質疑・委員会付託)

第 11 議案第 132 号 平成 27 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
(質疑・委員会付託)

第 12 議案第 133 号 平成 27 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
(質疑・委員会付託)

第 1 3	議案第 1 3 4 号	平成 2 7 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）	（質疑・委員会付託）
第 1 4	請願第 9 号	T P P 交渉に関する請願	（委員会付託）
第 1 5	請願第 1 0 号	西仙北地域強首地区内の道路・水道等に関する請願	（委員会付託）
第 1 6	陳情第 3 7 号	必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書	（委員会付託）
第 1 7	陳情第 3 8 号	「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書	（委員会付託）
第 1 8	陳情第 3 9 号	安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情について	（委員会付託）
第 1 9	陳情第 4 1 号	安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全法整備法）の廃止を求める陳情	（委員会付託）

出席議員（27人）

1 番 佐 藤 芳 雄	2 番 秩 父 博 樹	4 番 佐 藤 隆 盛
5 番 後 藤 健	6 番 佐 藤 育 男	7 番 石 塚 柏
8 番 藤 田 和 久	9 番 佐 藤 文 子	1 0 番 小 山 緑 郎
1 1 番 茂 木 隆	1 2 番 橋 村 誠	1 3 番 古 谷 武 美
1 4 番 金 谷 道 男	1 5 番 高 橋 幸 晴	1 6 番 富 岡 喜 芳
1 7 番 大 野 忠 夫	1 8 番 小 松 栄 治	1 9 番 渡 邊 秀 俊
2 0 番 佐 藤 清 吉	2 1 番 児 玉 裕 一	2 2 番 高 橋 敏 英
2 3 番 武 田 隆	2 4 番 大 山 利 吉	2 5 番 本 間 輝 男
2 6 番 鎌 田 正	2 7 番 橋 本 五 郎	2 8 番 千 葉 健

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	吉 川 正 一
代 表 監 査 委 員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	佐 藤 芳 彦
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	高 階 仁
健 康 福 祉 部 長	小 野 地 淳 司	農 林 商 工 部 長	今 野 功 成
建 設 部 長	朝 田 司	上 下 水 道 部 長	岩 谷 友 一 郎
病 院 事 務 長	柴 田 敬 史	教 育 指 導 部 長	千 田 寿 彦
生 涯 学 習 部 長	山 谷 喜 元	次 長 兼 総 務 課 長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜 代 美	次 長	伊 藤 雅 裕
副 主 幹	齋 藤 孝 文	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 査	佐 藤 和 人		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第 3 号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第 1、本会議第 2 日に引き続き、一般質問を行います。

2 番 秩父博樹君。

（「はい、議長、2 番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 2 番、どうぞ。

【2 番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○2 番（秩父博樹） おはようございます。大地の会の秩父博樹です。

去る 10 月 11 日の日曜日、初めて試みとして行われましたイオンモール大曲での市

民との懇談会ですが、立ち寄っていただいた市民の皆さんのうち、10人の方から後日の返答ということで依頼をいただきました。議会改革の推進が全国的に叫ばれる中で、より開かれた議会への取り組みがクローズアップされる中、まずは一歩前進の有意義な取り組みができたと確信しております。

本年は、日程の確保が困難なため、2回目を開催できませんが、年明けには、また取り組んでいきたいと考えております。

中国の思想家荀子の言葉に『是を是と言ひ、非を非と言ふことを直という』という言葉があります。最近ではよく使われる「是々非々」という四字熟語の語源ともなったと言われている言葉です。この含意は、物事全てにおいてその判断は公平無私に行うべきもので、良いことは良いとして賛成し、悪いことは悪いとして反対するべきだということです。大所高所からの視点と、何が市民のためになるかを熟慮し、適切な判断ができるよう、今後も常に自らを律していきたいと考えております。そのことを踏まえた上で、2点に絞って今回は質問させていただきたいと思いますので、ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

はじめに、全市民の定期的ながん検診を定着させるため、がん検診を促す対策について、お伺いいたします。

がんについての質問は、通算、今回で3回目になりますけど、今回は角度を変えて質問させていただきます。

このところ毎年、アメリカの国立がん研究所は、欧米の医療先進国のがん患者の死亡率が連続的に減少していると発表しています。年によっては減少率が5%に達することもあるとされています。ところが、医療先進国の中では日本だけが、がん患者の死亡数を増やし続けているという状況です。厚生労働省や国立がん研究センターの統計によれば、毎年がんによる死亡者数が4千人ずつ増え続けております。その結果、日本の年間死亡者数は、現在37万人を超えているという大変に痛ましい状況です。

日本のがん医療の技術的、また、経験的レベルの平均的な高さが世界のトップクラスにあるということには異論の余地がありません。だとすれば、死亡者数の増加の最大の原因は、がん検診率の低さ、残念ながらここにあるというしかないと考えます。

OECD参加の30カ国の2014年度のがん検診受診率は、軒並み70%台から80%台に達しています。ところが、そんな中、日本は最低の30%に過ぎず、その結果として最終ステージの第4期でがんが発見されるケースが後を絶たない状況です。

一般に高齢に達すると、がんにかかりにくくなるという思い込みがあり、これが検診率を下げる一因となっている、そういう部分もあるようですが、高齢者のがんによる死亡は今も増え続けております。最も深刻なのは、医学的には若年層と言われる39歳以下の人たちに第4期で発見される症例が増えてきていることにあります。例えば、直腸がんや子宮頸がんは、少し前なら50代から60代の病気でしたが、今ではピークは30代になっています。幼い子どもの手を引いた30代半ばの女性に第4期のがんが発見され、「この子が小学校に入るまで生きていたい」と涙ながらに訴えられ、非常につらい思いをするという医療現場の声も伺ってきました。

がん治療法の日常的な変動と、それから、新しい薬剤の連続的な出現によって、早期に発見して適切な治療を受けさえすれば、ほとんどのがんに根治を望める時代になってきました。手術と放射線治療の技術的進歩のほかに、放射線と抗がん剤を併用する科学的放射線療法の普及が大きな力になっており、また、少し手遅れになった症例でも、術前に抗がん剤などで患部を小さくしたり、飛び散っているかもしれない小さながん細胞をやっつけたりする術前治療の適用範囲も広がってきました。がん治療の進歩は続いており、そういう意味では、私たちはいい時代を迎えているわけですが、しかし、その時代の恩恵を受けるには、定期的な健診を受ける必要があります。しかし、先般行われました決算特別委員会においても、教育福祉分科会からの意見書にもあったとおり、各種検診について、特にがん検診の受診率が低い状態となっております。市当局からの回答には、「各種検診の受診率向上対策については、啓発活動と検診体制の整備が大切であると考えている。市では各種がんの早期発見、早期治療の啓発として、がん検診推進キャンペーンなど啓発活動の実施や市広報での啓発記事の掲載、FMはなびでの検診受診の呼びかけなど、検診受診に対する意識を高めてもらうよう努めている。」というふうにありました。しかし、それでもなお、がん検診の受診率が低いという現状を鑑みると、自らのがんリスクがどの程度なのかわからないため、「私は大丈夫」と安易に考えてしまいやすい傾向があると考えます。

そこで提案ですが、「こころの体温計」や、それから、以前に提案させていただいた「認知症チェッカー」と類似したシステムで、当市のホームページ上で運用が可能な「がん検診のススメ」というシステムの導入です。ページを開くと「肺がん」、「胃がん」、「大腸がん」、「乳がん」、「子宮頸がん」などのメニューが表れ、それぞれ画面に従いチェック項目をクリックしていき、結果画面に進むと、「○・×・△」での

アドバイスが表示され、手軽に簡単に自らのがんリスクを把握でき、相談先の一覧へとつながり、検診を促すシステムとなっております。当市のがん検診受診率を上げ、市民をがんから守るという観点、そして、全市民の定期的ながん検診を定着させるため、がん検診を促す対策としてもこのシステムは有効なものと考えますが、市当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 秩父博樹議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の、がん検診受診率の向上についてであります。市といたしましても、がん検診を受診することにより、がんをできるだけ早期に発見し、早期に治療することが重要であるというふうに考えております。

これまでに大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診において、年齢ごとの対象者に無料クーポン券を交付し、検診を受診するきっかけづくりに取り組んでおります。

また、検診体制につきましては、平成 26 年度より未受診者に対して受診勧奨をするコール・リコール事業を実施しておりますが、その結果、子宮頸がん検診の受診者が前年度に比べ増加いたしております。このことから、来年度は子宮頸がん検診、乳がん検診に加え、胃がん検診についてもコール・リコール事業を実施するなど、コール・リコール事業を拡充して受診率の向上を図ることとしております。

がん検診の受診率の向上に対する啓発活動につきましても、これまでの事業をさらに拡充して実施してまいりたいというふうに考えております。

ご提案の「がん検診のススメ」の導入につきましては、国立がん研究センターのホームページ内にある「がんリスクチェック」等でも同様のリスク把握ができることから、こうした関係機関の運用ページも含めて検討の上、市のホームページでも活用することで検診受診の必要性を啓発してまいります。

以上です。

【老松副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対する再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○2番（秩父博樹） 前向きな解釈と伺いました。先日、担当部局より現在のアクセス数を伺いました。「認知症チェッカー」ですが、本年5月20日の運用開始から半年で、既にアクセス数が1万件を超えております。それから、「こころの体温計」については、今年4月から10月までの7カ月間で2万3千件を超えているという状況です。この結果からも、広く市民に、また、簡単に利用していただくためには非常にすぐれたシステムであるというふうに考えております。確か前々回の市政報告、市長の市政報告にもあったと記憶しておりますが、このシステムを使って関係機関と連絡を取って早期発見、治療に結びついたと、そういう例があったと伺いました。

また、「がん検診のススメ」は、システム導入に18万円、それから月々の利用料、いわゆるランニングコストですけど、これには4,800円と非常に安価であると。そういうことから、費用対効果という観点からも非常にすぐれたシステムであるというふうに考えております。

大仙市民のがん検診受診を向上させ、それから、市民をがんから守るというためにも、今後の取り組みを前向きにと捉えていかちちょっとわからないですが、前向きにご検討願いたいと考えるものですが、ご答弁お願いいたします。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。

○副市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

がん検診の受診率向上対策につきましては、先程も申し上げましたように個別受診勧奨、再勧奨と言いますか、いわゆるコール・リコール事業が国内でも大きな成果を上げているというふうに聞いておりますので、まずはそういった対策を拡充してまいりたいと。

それから、効果的なコミュニケーションということも言われております。やはり全市民に対する情報提供だと、やはりかなりの情報量になってしまうので、かえって情報がわかりにくいというようなご指摘もありましたので、いわゆるそういう例えば乳がん検診であれば乳がん検診の対象者に絞ったその情報提供というような、そうした効果的なコミュニケーションが大事だというふうにして指摘されておるようでありますので、そういったことにこの後、力を入れてまいりたいというふうに思っております。

そして、今のご提案ありました「がん検診のススメ」につきましては、いろいろな機関、ホームページにもあるということですので、大仙市に合った形で導入してまいりたいというふうに考えておりますので、そういう意味で検討させていただきたいというふ

うに言いましたけれども、費用対効果も含めて前向きに取り組みたいと思います。

ご指摘のとおり「こころの体温計」、それから「認知症チェッカー」、それぞれ多くの方から利用といいますかアクセスがある状況にありますので、こういったホームページを活用したシステムによる啓発活動も、それなりの効果があるというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（千葉 健） 再々質問はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） それでは、2番の項目、不就労者、それから引きこもり者の社会復帰支援についてお伺いいたします。

現役世代の不就労者、それから引きこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけではなく、高齢家庭の負担となっている現状があります。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、手を差し伸べるような支援対策を実施していく必要があると考えます。地域の活性化という観点からも、引きこもり者の社会復帰支援は、人とかかわることが苦手な現役世代が増加傾向にある現在、必須の取り組みとなってきております。

厚労省では、引きこもりを「様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」と、こういうふうに定義し、それが約26万世帯、これは平成27年8月の集計ですけど、26万世帯に上ると推計しています。

また、近年では、引きこもりの高年齢化も進んでいるようです。全国引きこもりKHJ親の会、ここの調べによりますと、引きこもり始める年齢が横ばい傾向、20歳前後ということです、この横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。今現在は33歳で、ここ10年で6歳程上昇しているということです。

最近では、一旦社会に出てから挫折したことで引きこもり状態になる人が増え、高年齢化に拍車をかけております。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなってまいります。

問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来、親の世代が年金を受給するなど社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子どもが社会復帰できない、または不就労の状態が続き、果ては生活困窮に陥る世帯となるという、一連の流れが想定さ

れることです。

そこで厚労省では、各県の都市部に「支援センター」を設置しています。秋田県では秋田市の精神福祉保健センター内に「秋田県ひきこもり相談支援センター」が設置されており、ここでは主に引きこもりに特化した第一次相談窓口を設け、支援コーディネーター、これは社会福祉士、それから精神保健福祉士、臨床心理士、これらですけど、引きこもりの状態にある本人・家族からの電話、それから、来所などによる相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ自立への支援を事業内容としています。

大仙市においては、先見の明をもって平成25年4月に支援拠点として、「大仙市子ども・若者総合相談センター」が設置され、運営をNPO法人に委託している状況ですが、登録者が年々増えているという状況を鑑みると、市としてのかかわり方を、もう一歩踏み込んだものにしていくべき、そういう時ではないかと考えます。

また、今年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、その目的について「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずる」というふうにしています。市では社会福祉協議会に委託しておるところですが、39歳以下の青年層については、社協がこの「大仙市子ども・若者総合相談センター」を紹介し、このセンターのスタッフが相談や対応に当たっているという状況です。

一概には言えませんが、日本国内の平均値として、1人の人間が就労して納税者となった場合と、それから、就労できずに税金を頼りに生活した場合とでの税の収支の差は1億1,000万円とされています。現場の声を伺うと、1人の不就労者を社会復帰させる作業は、粘り強い根気のいる作業で簡単ではありません。しかし、1人を社会復帰させるということは、不就労者を減らし、納税者を増やすことにつながることから、大きく社会に貢献することになります。

「大仙市子ども・若者総合相談センター」では、開所以来、平成25年度に2名を高校進学へ、8名を就職へ、平成26年度には9名を学校復帰させ、2名を高校進学へ、それから、3名を就職へと導いております。今後は、引きこもり・不就労者が社会復帰する前段階で、地域住民とともに地元に貢献できるような仕組みづくりや、また、支援施設においては、現場の声をしっかりと取り入れた機能の充実が必要というふうに考えますが、これについて市当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 2 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、不就労者・引きこもり者の社会復帰支援についてお答え申し上げます。

市では、不就労者や引きこもり者等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、平成 25 年度に全県に先駆けて「大仙市子ども・若者総合相談センター」を設立し、NPO 法人親と子の総合支援センターに対する業務委託の形で事業を実施し、一定の成果を上げております。

総合相談センターの利用者数が年々増加していることから、そうした方々は着実に増加しているものと推察しております。

不就労者や引きこもり者に共通する特徴は、人との協調性やコミュニケーションスキルの欠如がその傾向として挙げられております。

総合相談センターでは、不就労者や引きこもり者の社会復帰を最終目標に据えて相談業務や居場所の提供等を行っておりますが、地域住民と協同したボランティア活動等を通じて社会性を養うことは重要であると考えており、そこに一歩踏み出させるためにも、基礎的要素であるコミュニケーションスキルや協調性を総合相談センターのスタッフ等とのふれあいの中で育成に努めているところであります。

近年、市内に引きこもり者の受け入れを行う新たな NPO 法人「^{ひきや}光希屋」が設立され、活動を開始するなど、不就労者や引きこもり者を受け入れる裾野が広がりを見せてきております。総合相談センターを核に据えながら、そうした民間による取り組みについても後押ししてまいりたいと考えております。

また、平成 28 年度は、相談者のうち、生活困窮の背景をもつ方々に対応するため、総合相談センター内で「生活困窮者自立支援事業」の一環として「就労準備支援事業」を並行して行うこととしており、その実施と総合相談センターの利用者増に対応するため、必要な改修等を行い、不就労者や引きこもり者の支援体制と環境を一層充実させてまいりたいと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） 答弁に対する再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2 番。

○2番（秩父博樹） ご答弁ありがとうございます。

検討していただけるという解釈でよろしいのでしょうか。

先月21日には、引きこもりなどの若者支援について考えるフォーラムが当市で行われました。これには老松副市長も出席されておりますけど、秋田大学の柴田教授、臨床心理学の教授ですけど、引きこもりにはさりげない居場所が必要というふうにお話がありました。現場の声をしっかりと取り入れた機能の充実がないと、現場では、その「さりげない居場所」としたくても、この登録者数が増加していく中では、今現在、物理的に困難な状況が生まれてきているということなので、支援に支障が出ない程度のスペース、これが必要ではないかというふうに思いますので、その辺も含めてご検討いただければと思います。

それから、地域住民とともに地元に貢献できるような仕組みづくりですけど、例えば藤里町では在宅の引きこもり者、それから不就労者を対象に、支援する人もされる人も、ともに集える場所として福祉の拠点、これは「こみっと」というふうに名付けたそうですけど、この「こみっと」をオープンして、毎年「こみっと感謝祭」を開催しております。障がいや年齢に関係なく地域交流の場として200人以上が参加しているそうです。これはこの前、NHKでも取り上げられていたので、今、出させていただきましたけど、引きこもり者、また、不就労者、障がい者らが提供するこの「お食事処こみっと」では、平成25年から香川県で讃岐うどんの技術研修を受けて開発した「こみっとうどん」という名前の、こういうものも提供されているそうです。この詳細はどうであれ、このように地域とかかわりながら地域に貢献できるような仕組みづくりも、今後の、今すぐではなくても今後の検討課題というふうに考えます。不就労者や引きこもり者が増加傾向にある今だからこそ、検討していかなければならないというふうに考えます。この点について、目先ではなく将来を見据えた上での率直なお考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたしますが、先程来答弁していますように、不就労の関係、引きこもりの問題につきましては、実際、NPO法人にお願いしているわけですけども、こことよく連絡を取りながら我々市としても対応しているつもりであります。

実際活動していますと、やはり思った以上にそういう方が多いということで、それに

対する施設の増設の問題等も、一緒になって今、相談に乗っているところであります。

それと、大学、その他専門的な皆さんとの関係についても、この総合センターを中心にしながら、常に協力をいただけるような体制の中で動いているつもりでありますので、また、新たな動きとして、この「光希屋」さんでありますけれども、またこの光希屋さんは光希屋さんで、また独特のやはりそういう問題意識を持ちながらNPO法人でもって活動しております。確かに藤里町の例は先進的な例というふうに言われるのも承知しておりますけれども、そこの場所、そしてそのスタッフの問題、そういったものも含めまして大いに参考にしながらも、やはり大仙市らしい対応ということで、これからもNPO法人の皆さんとよく協議をしながら改善、あるいはその対応というものについて、より前向きに検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（千葉 健） 再々質問はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） これにて2番秩父博樹君の質問を終わります。

【2番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、6番佐藤育男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（佐藤育男） 大地の会の佐藤育男です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

また、昨日の小山議員の一般質問と重複しますが、よろしくどうかお願いいたします。

道路関連事業につきましては、1年前の平成26年第4回定例会においても質問をさせていただきましたが、再度質問をさせていただきます。

また、自分が所属する建設水道常任委員会の関連の質問であります、どうかよろしくお願いいたします。

まず最初に、市内の道路状況についてであります。

ここ数年、道路関連予算の削減により、手当てが不十分で市道の状況が悪化している状況にあります。そんな中で舗装道路の老朽化に伴う苦情が日常的に聞かれるようになりました。当局では、次期総合計画の実施に伴い、「道路整備に関する指針」を定め、

交通量、通学路の有無、道路状況を考慮した統一基準により、工事要望箇所を評価し、優先度の高い箇所から工事を実施しているとあります。これは、平成26年度決算特別委員会での道路関連の審査意見に対する回答であります。その評価のため、昨年度より全市の要望箇所を調査しております。今年度も実施をしておりますが、その調査結果をお伺いいたします。

また、市長は、その結果をどう捉えておられるのかお伺いをいたします。

次に、調査結果を踏まえ、どのような整備計画で進めていくのか、お伺いをいたします。

また、1年前の質問の際には、老朽化が進行した舗装道路においては、補修が追いつかない、追いついていないのが実情であることをご答弁されております。本年度においては、防災・安全社会資本整備事業交付金の活用や予算の上積みで、集中的に事業実施することをご答弁もされております。これは、老朽化の進行が深刻な問題で、歩行者や通行車両の安全を確保するため、集中的な舗装補修の必要性の質問に対するご答弁でございました。その実施状況についても、あわせてお伺いをいたします。

次に、予算措置であります。

土地区画整理事業など大規模な事業が完了し、道路関連予算に、特に維持管理の予算に目を向けてもらえるのではないかと、平成28年度予算編成に対して期待するのは、私だけではないはずです。合併前よりも2分の1とも3分の1とも言われております、支所単位におきますと、それ以上になるかもしれませんが、道路関連予算の抑制により、道路状況の悪化が深刻な問題になっております。財政的に厳しく事業の抑制に努めなければならないことは十分理解をしております。「道路を造ることから道路を生かすこと」との基本理念も理解をしております。しかし、大規模事業で抑制されてきた道路関連予算を、合併特例措置の削減が始まった、新規事業が計画されたということで、さらなる削減を迫られることに対しましては、予算的に限界にきているのではないのでしょうか。特に道路維持関係の予算の削減につきましては、市民の安心・安全をも損なうことにつながりかねない状況にあるのではないのでしょうか。

平成26年度決算特別委員会建設水道分科会では、要望箇所の解消が進んでいない状況を踏まえ、道路関連予算の増額を審査意見として出されました。そこで、道路関連予算、特に維持管理の予算について、平成28年度の予算編成と中長期的な予算編成方針についてお伺いをいたします。

次に、道路関連事業の地域枠予算の創設についてお伺いをいたします。

これは、地域の住民からくる要望に対しまして、即急に対応しなければならない事案について、地域の実情を把握している各支所の判断で執行できる体制をつくってはいかがという提案でございます。地域の要望に素早く対応できる住民サービスということで、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤育男議員の質問にお答え申し上げます。

ご質問の、市道の維持管理についてであります。はじめに、道路改良や舗装補修を要望されている箇所の現状調査につきましては、平成 27 年 4 月に「大仙市道路整備に関する指針」を定め、これに基づき舗装の劣化や走行性の状況、車両・歩行者の交通量等の道路の利用状況、事故履歴や通行障害及び経済性等を考慮した評価項目について現場調査を実施しております。その統一基準により、工事要望箇所を評価し、優先度の高い箇所から計画的に整備することとしており、現在、策定を進めている次期総合計画において、調査結果の評価に基づき優先順位を定め、効率的かつ効果的道路維持管理を推進することとしております。

今年度を実施した調査は、調査対象を工事費が 100 万円を超える全市の要望箇所とし、道路維持工事 91 件、道路改良工事 69 件について現地調査を実施しております。

現道の評価基準及び整備効果の評価基準に基づき算出した評価点の合計点により、整備の優先順位を判定しており、その結果、事業化として選定対象となる優先評価「中」以上の路線は、道路維持工事が 51 件（56％）、道路改良工事につきましては 41 件（59％）となっております。

この結果につきましては、道路維持管理に要する費用の増大が道路新設改良費を制約してきており、道路維持管理の質を一定レベルに保つために必要な維持修繕費は、老朽化した道路施設の比率の増加に伴い増大してくるものと予想されます。このため、明確な基準に基づき優先順位を定めて、効率的な道路維持管理を推進することがますます必要になってくると考えております。

次に、舗装道路の今後の整備計画についてお答え申し上げます。

市の道路施設は、昨日、小山議員の質問の際にもお答え申し上げましたとおり、管理する市道施設が膨大であり、議員ご指摘のとおり老朽化する道路が増加傾向にあり、一

部全面的な舗装整備が追いつかない箇所については、穴埋めやパッチング等による応急補修により対応している状況であります。

また、先ほど申し上げましたとおり、老朽化してくる道路施設は増大しており、さらに、予算制約という条件も考慮すると、現存する全ての道路施設を適切に維持管理し、更新していくことは困難な状況に直面することもあります。こうした状況から、今後の整備計画につきましては、道路ストックの適切な維持管理の実施のために、現在策定を進めている次期総合計画において、明確な評価基準として定めた「大仙市道路整備に関する指針」に基づき、事業の緊急性・必要性を判断し、整備の優先順位を定めて計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、老朽化する道路施設の劣化予測を踏まえ、ライフサイクルコストが有利となる補修時期の提案や、補修工法や工事費を提案する補修計画などを一元化されたデータから引き出すシステムとして道路台帳のデジタル化を進めており、これにより長期的な「道路維持補修計画」を策定することを検討しており、維持管理費のさらなるコスト削減を図りながら計画的な整備を実施してまいりたいと考えております。

また、幹線道路等の集中的な舗装補修として、防災・安全社会資本整備交付金を活用した事業等の実施につきましては、老朽化した主要幹線道路舗装の改修等を早急に進めなければならない時期に来ており、今後、路面修繕事業による全面舗装工事を概ね3年をめどに実施する計画としております。

次に、道路の維持管理に係る平成28年度予算編成方針及び中長期的な予算編成方針については、市全体の予算編成方針に基づき、道路は市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであることから、幹線道路については公共施設や都市機能に対する交通利便性の向上を図り、生活道路については安全性・快適性を確保するものとしております。

また、道路事業については「道路を造ることから道路を活かすこと」を基本理念とした「大仙市の道路整備に関する指針」に基づき、「新設改良から維持修繕へ」とする基本方針により、「既存道路の機能の充実」に重点を置いた施策を推進することとし、特に平成28年度においては「持続可能な道路維持体制の再構築」を重点目標に、具体的には次の施策を講じることとしております。

1つ目の「老朽化対策」としては、道路、橋りょうの計画的な維持補修により長寿命化を図る。2つ目の「道路維持体制の強化」としては、日常的な道路維持及び冬期除雪

ともに機動的な体制整備を検討する。3つ目の「道路維持予算へのシフト」として、道路改良から道路維持へシフトすることとしております。

また、中長期的予算編成方針につきましては、次期総合計画に掲げる事業の実現に向けて、PDCAサイクルの推進により効果を検証して優先事業の明確化を図り、予算を組み立てることとしております。

いずれにいたしましても、道路維持管理予算については、必要額を措置し、歩行者や車両の通行の安全性を確保するとともに、市民生活の安全・安心に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路関連事業の地域枠予算の創設についてお答え申し上げます。

これまで予算編成にあたり道路維持管理費については、電気料等の需用費や保守点検委託料等の経常経費の必要額を確保した上で、危険箇所や緊急補修を必要とする箇所に柔軟に対応可能な自由度の高い補修予算を各地域ごとに配分しております。さらに、大規模に補修が必要な箇所については、地域の枠にとらわれず重点的に予算配分を行う3段階構成により編成しております。したがって、地域の住民から来る要望に対しては、地域ごとに配分している補修予算により、支所の判断により執行することとしておりますので、新たな予算枠の創設は考えておりませんが、緊急度・危険度を判断して柔軟な対応をするよう努めてまいります。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対する再質問はございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、6番。

○6番（佐藤育男） ご答弁ありがとうございました。

幹線道路におきましては、私が昨年も質問させていただきましたが、その時の表現では「集中的に」という表現でありましたけれども、今回は期限付きの3年で幹線道路の舗装を補修していただけるということで、大変ありがたく思っております。どうかよろしくお願いしたいと思います。

それで、予算措置について再質問であります。先程、道路施設を適切に維持管理し更新をしていくことは困難な状況に直面するというような、市長、表現ちょっとあつたように思います。それについてちょっとお伺いしたいんですが、予算措置と一緒になんですが、合併時に旧市町村から持ち寄った事業につきまして、ある時期に計画の甘さによ

る見直しを行いました。見直しを行った時期は大型事業も実施中で、道路管理予算を含め、全体的に予算が抑制されたということだと私は感じております。その抑制された予算を、それをスタートとして毎年シーリングをかけていると私は感じておりまして、減額減額できているから道路維持管理の更新についても困難な状況に直面するという表現になるのかなというふうに感じております。予算ありきで道路関連予算については、市が管理する道路の延長3,243mに対して適切な予算であったかが疑問であります。平成26年度決算においても要望箇所の解消が進んでいないため、道路関連予算の増額を審査意見として出されました。それを踏まえ、道路関連予算の見直しをお願いしたいのですが、市長、もう一度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問ということで答弁をさせていただきますけれども、先程来、大仙市の行政といいますか、そういう考え方について相当詳しくご説明してきたつもりであります。ただ、議員と基本的な認識の違い、その出だしのところが全く違うような気がいたします。どこの数字を取っていらっしゃるかわかりませんが、一般的には合併時、それぞれの市町村が持ち寄った計画が、余りにも大き過ぎた計画からスタートしているわけで、それをもしやるとすると何年後に破綻するということはわかっていましたので、そして様々な制度の仕組みにつきましても、今までは単独の市町村でやっていたというものについて、大仙市となった以上、様々な連携することによって予算の組み方も違って来るだろうということでやったきたつもりであります。特別その地域に配分が多かったとかそういうことではなくて、大仙市の市民がやっぱり共通に恩恵を受けるような形で予算の組み立てをしてきておりますので、その辺は誤解のないようにお願いします。

それと、従来ですと、新設とか改良とか維持という問題が、ある意味で非常に曖昧な形でそれぞれの市町村ごとの考え方で組み立てられてきたというふうに私は思っております。そこを整理していくと、今までのやり方と変わってきていますので、例えばそれぞれの支所という単位がその地域に残っていますけれども、そこにいく予算等は当然少なくならざるを得ないと思います。その分を全体としてやっているという考え方も入れておりますので、単純に合併前の数字と合併後の数字、道路のところだけ取って比較しても、余り意味がないのではないかなと思っております。

○議長（千葉 健） 再々質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、6番。

○6番（佐藤育男） 意味がないというようなちょっとお話、ご答弁ありましたけれども、確かに全体的に考えれば支所で行って判断できる、それから全体的な予算ということで、全体的に予算措置をしていただいているというようなことには、市長の答弁のとおりだと思います。わかりました。

いずれにしても、必要額を措置して対応していただけるということでしたので、どうかよろしく願いしたいと思います。

あとは、次期総合計画に載せる段階でPDCAサイクルによる効果を検証してという話ありましたけれども、その段階におきましては、どうか集落内道路ですね、それにつきましては交通量なども少ないわけですが、やはり集落内道路につきましては、効果というのは、交通量とかという数字的なことではなくて、市民の日常生活に豊かさを感じられるかどうかということになるのではないかなというふうに思いますので、そういうことでどうかよろしく願いしたいと思います。

それから、道路改良から道路維持へのシフトということです。財政的に理解されますが、どうか道路、その指針に基づきまして実施になるとと思いますが、道路維持費は今まで話したとおりですが、どうか改良工事も、どうか要望もあるというようなことで、どうか忘れないでくれますようよろしくお願いします。ご答弁はいいです。よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（佐藤育男） 続きまして、物産中仙株式会社の運営について質問をさせていただきます。

物産中仙株式会社は、平成2年の設立で、杜仲茶を活用した地域産業の振興を目的に設立され、その頃、中仙地域においては多くの農家が杜仲の木を植え、お茶の原料となる葉を収穫し、大いににぎわった記憶があります。その後、平成8年に地元のもち米を原料とすることで米菓工場を新設し、大阪府の東雲堂を誘致し、おかきの製造・販売を開始いたしました。

しかしながら、平成25年2月に東雲堂の自社工場の閉鎖による売り上げの低迷や、米菓工場の機械設備の経年劣化に伴う維持管理費の増加、担当職員の退職などにより生産体制がとれない状況であったとのことで、工場の操業停止に踏み切ったとの報告をい

いただきました。

経営改善のため、平成２５年度に３０００万円の増資を受け、市には大変ご迷惑をおかけしたわけですが、職員も新規取引先の開拓に努力をした結果、受注の増加につながっていたものの、やはりおかきの生産を続けるには米菓工場の機械設備に多額な修繕費がかかることなどを考えますと、操業停止の判断は理解をされます。

今後は、本店部門と販売部門での営業となるようですが、販売強化と経費の削減により運営可能とのことで、従業員の雇用という意味からも市長の市政報告を聞いて安心しているところでございます。

そこで質問の内容ですが、操業停止した後の米菓工場の機械設備をどうされるのか、また、撤去した場合、そのスペースを今後どのように活用していくのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） ２番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の、物産中仙株式会社の運営についてお答えを申し上げます。

はじめに、この度の米菓工場の操業停止に至る経過についてであります。

物産中仙株式会社の米菓部門については、主要な取引先である東雲堂の工場閉鎖に伴い売り上げが減少し、会社の資金繰りの悪化が想定されたことから、平成２５年１２月議会において３，０００万円の増資を承認いただいております。

また、会社としても２名の人員整理や仕入原価の見直しなどに努め、運営を継続してきたところであります。

その後においても米菓部門の売り上げは改善せずに推移しておりましたが、今期に入り、ＪＲ東日本と連携した新商品の開発・販売に加え、東京都の食品卸会社である「銀座花のれん」との新規契約により、売り上げの増加を見たところであります。

しかし、受注量の増加に対応する工場の体制については、生産ラインが１本しかなく、製造能力が限られていることや包装作業など手作業による部分が多いことから、人員整理の影響もあり、従業員への負担が大きくなっておりました。

このような状況のほか、工場内の施設設備についても経年劣下による不具合が発生しており、機械の破片剥離による異物混入も起きるなど、早急に改修が必要な状況であります。

しかし、機械の更新には、概算で１億円を超える経費が見込まれることや長期間の操

業停止が必要となる状況を踏まえ、おかきの製造を継続することが困難と判断したところであります。

物産中仙株式会社の運営については、平成26年1月の増資以降も厳しい状況にあることから、市としても経営改善について外部の意見を取り入れることとし、今年度、経営改善計画策定のための調査・分析業務を経営コンサルティング会社に委託していたところであります。現在、この分析結果を踏まえた業務改善提案に基づき経営改善計画が策定されております。

ご質問の操業停止後の米菓工場の機械設備の処分とスペースの利活用につきましては、本施設は平成7年に国の補助を受けて建設されたものであり、特に機械については、米の加工を目的として整備されたものであります。このことから、利用目的には制限される部分がありますが、米だけを取り扱う施設として運営することは困難な面もあると考えております。県からは、今後の利用目的を明確にしてから米菓工場の設備の処分をするよう指導されておりますので、地域農産物の加工処理施設などとして再利用できるよう、今後、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対する再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、6番。

○6番（佐藤育男） 質問ではございません。久米副市長におかれましては、社長ということで、これまでのご労苦に本当に感謝いたします。

後の利用なんですけれども、物産中仙におきましても、いぶり大根やきりたんぽの製造・販売など6次産業化には取り組んでおります。そこで、地域の農家をも巻き込んだ農業を産業として成り立たせるような事業展開なども、どうか考えていただければなというふうに思っております。

また、地域で生産された農産物の国外への販売ということも考えていってはいいいのではないかなと思っております。農産物の輸出の拠点となるような取り組みも考えられると思います。

さらには、現在、中仙支所の地域活性化推進室では、この施設を活用した施策の考案中と聞きますので、いずれにせよ農業構造改善事業の補助金をいただいての施設でありますので、活用には様々な制約があると思いますが、それも踏まえ、これから協議をし

ていくことになると思いますが、どうかよろしくをお願いをしたいと思います。

物産中仙株式会社の運営を通して地域の農業とのかかわりと雇用を守ることからも、今後ともよろしくお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（千葉 健） これにて6番佐藤育男君の質問を終わります。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（千葉 健） 途中ではございますが、11時20分まで休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

.....

午前11時18分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。5番後藤健君。

（「はい、議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、5番。

【5番 後藤健議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（後藤 健） 大地の会の後藤健でございます。早速ですけれども、通告に従いまして質問に入らせてもらいます。

まず1点目は、いじめの対策についてでございます。

平成23年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、2年が経過いたしました。この法律は、いじめに対して国や自治体、学校の責任を明確にし、国を挙げて「いじめを許さない」姿勢を示した画期的なものでございましたけれども、施行されてからもいじめが原因、あるいはいじめが原因とみられる自殺が起きており、この問題の「難しさ」のようなものを私自身も感じているところでございます。

いじめに関する時系列としては、「平時」、これはいじめのない状態と、それから「発生」、いじめがまさに発生してしまった時、そして「解決」、これはいじめの解決に向かう時、そして「事後」、その後の検証とフィードバックと、4段階に分かれると思われますけれども、それぞれにおいて以下の点を質問いたします。

まず、「平時」においてですけれども、いじめ防止対策推進法第22条において、いじめの防止組織を学校に設置する旨が明記され、大仙市においても、各学校にそれぞれその組織が設置されていることと思いますけれども、その組織の外部人材の構成はどれ

くらいかお知らせ願います。また、その組織がどのような体制でもって、どのような方法で、平時における予防活動をしているのか、その具体的方策についてお知らせ願います。

次に、いじめが発生してしまった時ですけれども、推進法や市の基本方針にも、いじめ事案の報告や対策を行った場合には適正に評価する旨、先生や学校を適正に評価する旨が明記されておりますけれども、逆に担任や学校が自己の評価が下がることを恐れ、これは自分のクラスや学校でいじめが出てしまったといったようなその自己の評価が下がることを恐れて報告や対策を怠って、その結果、いじめの長期化、あるいは重大化へ発展する可能性があることをございますけれども、その報告や対策を怠った場合、評価に与える影響は実際どのようになっているのかお知らせ願います。また、そのような場合、推進法にも罰則の規定はないわけをございますけれども、この点について、罰則についてのお考えをお聞かせ願います。

次に、解決に向かう際、推進法にも基本方針にも組織的に対策を行う旨が明記されておりますけれども、その組織における外部人材の構成はどれくらいか、お知らせ願います。また、その組織でもって解決に向かうことになると思いましますけれども、一連の対策における責任の所在はどうなっているのか、お伺いいたします。

そして、いじめの発生から誰かに相談をするか、あるいは第三者がいじめを目撃して、いじめの解決に向かうまでの間、いじめを受けた生徒がいじめから抜け出す方法として、学校を休む、これは学校がいじめの現場である場合ですけれども、学校を休むこともいじめから抜け出す一つの方法だと思ひますが、ご見解をお伺いいたします。

最後に、事後についてですけれども、いじめが解決したその対策・方法を検証し、その検証結果をいかに予防方法にフィードバックさせるかが非常に重要になるかと思ひます。大仙市における検証及び予防法へのフィードバックの状況についてお知らせ願います。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 後藤健議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、いじめ防止対策推進法第 22 条に係る組織についてであります。市内の全ての学校において、本法令及び市の基本方針に基づき、いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止等対策に係る組織を編成して予防に向けた取り組みを実施しております。

組織の構成については、市の基本方針に管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭等の校内教職員を中心として、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を位置付けており、市内の全ての学校の組織が本方針を踏まえた人員構成となっております。

次に、予防の体制及び方法の具体についてであります。各学校では学級経営、道徳教育及び情報モラル教育の充実、相談体制の整備、児童会や生徒会などの自治活動の充実を重点とした年間計画を立案し、定期的なアンケートの実施、「児童生徒を語る会」などのいじめ・不登校等に係る共通理解のための会議の実施、児童生徒主体の取り組みの支援などに組織的に取り組んでおります。

中でも学級経営は、児童生徒の学校生活の基盤であり、一人一人の児童生徒にとって自己有用感を高められる居心地のよい学級づくりや、一人一人が成就感や充実感を持てる授業の展開に努めるとともに、複数の目で子どもを育てる取り組みが進んでいることが、児童生徒と教職員との信頼関係の構築につながっているものと捉えております。

このことは、第3回定例会における茂木隆議員からの一般質問でもご説明しておりますが、本市におけるいじめの認知のきっかけが学校のアンケート調査によるものが約2割にとどまり、多くは学級担任の目撃、学級担任や養護教諭などへの本人の訴えや保護者からの相談及び周りの友達の気付きと相談によるものとなっておりますので、各学校における学級経営の充実と情報共有の組織的な取り組みが一定の効果をもたらしているものと考えております。

次に、いじめ認知に係る報告の遅れや罰則についてお答えいたします。

本市では、平成26年1月に「大仙市いじめ防止等のための基本方針」を策定し、「いじめは最悪の場合、命を奪うことがあり、人間として絶対に許されない」との考えを徹底させるとともに、「いじめはどの子どもにも起こり得る」との構えの下に、早期発見、即時対応に努めております。したがって、いじめの発生をもって教師や学校の評価に影響するものではなく、むしろ、早期発見、即時対応の状況こそが児童生徒や保護者及び地域との信頼関係、ひいては教師や学校の評価に影響するものと捉え、管理職及び研修会等を通じて教職員への啓発を図っております。

なお、教職員の罰則に当たる処分は、任命権者である県教育委員会の判断に委ねられておりますが、日常的な報告のあり方については、各学校において管理職が適切に指導しているものと認識しております。

市教育委員会としましては、今後も子どもたちの変化を敏感に捉え、子どもたちの安全・安心、健やかな成長のために、組織の一員として適切に対応するよう指導してまいります。

次に、組織の外部人材の割合と責任の所在についてであります。各学校におけるいじめ事案の解決に当たり、必要に応じて外部人材を活用することは先程お答えしたとおりであります。

但し、重大事案に発展した場合には、市教育委員会が事案の調査・研究・検証を行う「大仙市立小中学校生徒指導調査検証委員会」を設置することとなっており、その組織は、臨床心理士、警察職員、民生・児童委員、市PTA連合会役員、市校長会教頭会会員、市健康福祉部職員、市教育委員会職員などから12名以内をもって構成することから、ほとんどが学校の外部人材となります。

なお、校長は校務を司る責任があり、校内の組織で外部人材を活用することも含めて、校長の責任の下で学校が経営されております。

次に、いじめを受けた児童生徒が対策の一つとして学校を休む判断についてであります。本来、被害者が登校できなくなる事態は極力避ける努力が必要であると考えております。各学校において、これまでも登校時間帯の変更、保健室など別室での対応、適応指導教室など、校外の関係機関の活用など、被害者の心身の状況及び保護者の意向、相談環境等に配慮した対応を講じ、一定の成果につながっております。

しかしながら、事案によっては被害者が学校を休む間に事態の解決を図るということも、一つの選択肢としてはあり得ることと考えています。

今後とも、被害者の心情と保護者の意向等を第一に、解決策を講じるよう各学校を指導するとともに、各学校の対応を支援してまいります。

最後に、解決後の検証及び結果の活用についてお答えいたします。

各学校においては、いじめに限らず、子ども同士の日常の些細なトラブルや個別の悩み、不登校や不登校傾向の状況等について、定期的な職員会議や校内組織の会議において、その経過、対応、子どもの変化などについて情報交換するとともに、対応の検証を行い、その他の事案の対策に生かしたり、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の予防策を講じたりしております。

また、市教職員研究集会における生徒指導主事研修会では、各学校の取り組み事例を持ち寄って検証を深めたり、成果と課題を学び合ったりして各学校の実践に生かしてお

り、各学校の組織的な対応力の向上につながっているものと認識しております。

さらに、教職員による指導の充実のみならず、中学生サミットにおいて、いじめ撲滅宣言を採択するなど、子どもたちが自分たちの手でいじめ問題に取り組む姿勢も育まれてきております。

今後とも、これまでの事案の検証結果を生かしたいじめ予防に努めながら、早期発見、即時対応に適切に取り組んでまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対する再質問はございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、5番。

○5番（後藤 健） まずこの推進法の22条の組織のところなんですけれども、その推進法、今、大仙市では必要に応じて外部の方にも協力をお願いしていますよというような話があったんですけれども、推進法を見ますと、22条のところなんですけれども、この心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係により構成されるというようなところがありまして、これはやっぱり推進法としては、その外部の人材を最初から登用してくださいよというようなことを僕はうたっていると思うんですよね。それだけではなくて、やっぱりその外部の目って言いますか、決してその監視という意味ではなくて、やっぱりその先生だけだと、やっぱりどうしても先生の考えに寄ったその対策になりがちだと思うんですよ。そこにやっぱりその一つ外部の目をやっぱり入れるというのは、僕は非常に重要なことだと思いますし、このやっぱり推進法に則っても、やっぱり僕は外部の人材を最初からこれは登用してほしいなというところまず一点質問と、それから、教師の評価のところなんですけれども、適切な評価をすることで、適切な対策をすることで評価が上がるというのは、それはそのとおりだと思うんですけれども、要は下がるかどうかだと思うんですよね。その評価が下がるからだとか、その罰則があるから対応するというようなやり方を、僕は決していいとは思いませんけれども、やっぱりこのいじめの問題に関して言えば、そういったのが、大仙市の先生は違うと思いますけれども、そういったことがきっかけで対策をすることが、僕はこの問題に関しては、やっぱりいいのかなと思うんですよね。評価が下がるからやるかと、罰則があるからやるかと、大仙市の先生はそうじゃなくてもおそらく全員やる先生だとは思いますが

けれども、そういったその部分でその評価が下がるかどうかというところ、教育長の認識をちょっとひとつお聞かせ願えればと思います。

それと3点目、この学校を休むことについて、いじめを受けた生徒が適応教室などに行って対応していますよというような話もありましたけれども、問題はそこに至るまでの話なんですよ。いじめを受けて、さっき答弁でもありましたけれども、誰かに目撃される、先生が目撃する、そういったことで、そのいじめの発生を認知すると思うんですけれども、その認知までの間、いじめを受けている生徒はものすごいやっばり苦しんでいると思うんですよ。ここにこのNPO法人のガーディアンといういじめ対策に取り組んでいる、このNPO法人のパンフレットがあるんですけれども、ここにこう書いているんですよ。いじめを受けている生徒は話を聞いてほしいのではなくて、地獄のようないじめからどうやって抜け出せるのかということが書かれているんですよ。僕はまさにこのとおりだと思うんですよ。いじめを受けて認知される、その解決に向かって走り出すまでの間、どうやっていじめから抜け出すかが僕は重要だと思うんですよ。前に話を聞けば、不登校の生徒が3日ぐらい不登校が続けば、学校では何らかのアクションを起こしますよというような話もあったんで、いじめを受けてから、段階で、これはもうつらいと、学校に行くのがつらいとなった時に、休むことによって学校ではまず3日ぐらいに何らかのアクション取ってくれることだと思うんで、いじめからも抜け出せるし、いじめのサインにもなると思うんですよ。その辺、教育長、もう一度認識をお伺いできれば、よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） それでは、再質問にお答えいたします。

まず1点目の常日頃、その組織的に対策委員会を開く際に外部人材も入れるという件でございますが、国のこの22条は、まず基本的な方針で、これを参酌して県、それから市が決めております。県の方もですね、それを受けて、ちょっとした子どもたちの変化で、今の先生方はすぐ会議開きます。この時にですね、その度その度に外部から人材をすぐにとというのは、なかなか難しいことがあります。したがって、段階的にですね、まず最初先生方で、いや、これは専門家のねカウンセラーだとか、そういった方々のご意見も聞いて対応した方がいいなという判断があればですね、すぐ我々は対応、それを受けてですね対応するということで、まず段階的にやっていくということで、必ずしも毎回毎回ですね専門の方を入れるという必要性があるかどうかということもあろうかと

思います。

いずれそういうことも踏まえてですね、県の基本方針でも、それから、市の基本方針でもですね、必要に応じてそういった外部の人材も取り入れて対応に当たるというふうな方針になっております。

それから、2点目の罰則等、評価でございますが、今ですね、昔はそうでもないでしょうが、校長、あるいは教頭は、毎日最低2回は全部回ります。全部の学級を回ります。これは先生方を見るというよりも、子どもたちの様子を見ているんですね。ちょっと気になる子いないのかなと。したがってですね、教師が自分のその子どもたちの変容を隠すというかですねそういうことは、まず管理職の目もありますし、それから、今は非常に支援の必要な子どもたちも結構増えてきている状況にあります。したがって、担任以外のですねいろんな支援員の方々が入っていますので、いろんな目がございます。したがってその、自分のいわゆる保身のためにですねそういったことをする職員は、まずいないと、こう思っているんですが、ただやっぱりそういった何と言いますかね、発見の仕方だとか子どもたちに対応するですね、いわゆるこの観察力だとかそういった点の指導に関してはですね、この後もですね先生方には指導していかなければいけないかなと思っています。

市としましてですね、例えばいじめに特化しますと、そのチェックポイントというのを全部の職員に渡してですね、必ずこのポイントをチェックして子どもたちの変容に敏感にあたってくださいよというふうにやってございます。

それから、3つ目のいじめが原因でまず休むという、当然そういう判断もあろうかと思えます。選択もあろうかと思えます。実際に不登校になった子どもたち、現在まず25名程いるんですが、1人程ですね、どうもそれが主な原因ではないかなという子もおります。選択肢の一つとしてはありますが、毎日欠席すると必ず理由を聞きますので、最初は風邪とか、でもおかしいなということで、かなり先生方、丁寧にですねその理由を聞いて、ひょっとすればということで。したがって、これも本人の意向、それから保護者の意向、それを十分に尊重してですね、やはり少し落ち着くまで、ちょっと学校を休ませる。その間にいろいろ周りのね子どもたちの関係を修復するような手立てを講じるとかですね、当然そういったことはですね選択肢の一つとしてあると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） 答弁に対する再々質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（後藤 健） 次に、ふるさと納税について質問いたします。この件については、昨日、小山緑郎議員と一部似たような内容のところもあるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

国の制度として平成20年に創設された「ふるさと納税」ですけれども、寄付する側にとっては所得税等が軽減になり、寄付を受けた自治体側にとっては、いわば予期せぬお金が様々な行政サービスに使えるとあって、お互いにとってメリットのある制度で、全国的にみても大分浸透してきております。一部には返礼品を過度に豪華にする自治体もあり、「応援」の趣旨から外れて「返礼品目当て」とも捉えられかねないところも見受けられますけれども、「犬の殺処分ゼロ」や子どもに発症例が多い「1型糖尿病」を根治するためのプロジェクトに取り組むNPO法人と自治体がタイアップして寄付を募り、一部をそれらの活動に充てるなど、各自治体がそれぞれ特色を持った取り組みをしてきております。

大仙市においても、寄付してくださった方には、昨年度までの広報誌に加えて今年度から特産品コンクールの入賞品や観光PRカレンダーを送付するなどの取り組みがなされており、今年度においても11月現在で58件439万5千円の寄付をいただいているところでございます。

ちなみに、ご承知とは思いますが、県内を見ますと大館市では47全ての都道府県から寄付が寄せられており、今年度10月までで既に8,500件1億3,000万円を超え、1億の大口があった昨年の1億4,700万円を上回る勢いだそうでございます。大館市の希望する返礼品を見ますと、比内地鶏や曲げわっぱといった全国的にも有名な特産品よりも、お米が全体の6割を占めているそうでございます。確かにふるさと納税は、市長も以前の一般質問でご答弁されておりますけれども、「応援」の気持ちの表れでございまして、見返りなどを求める寄付については賛否両論がありますけれども、そうは申しても積極的にふるさと納税を募るために、特色を活かして様々な取り組みをしている自治体とそうではない自治体を比べますと、その件数、寄付額には大きな差が生じているのも事実でございまして、そのいただいた寄付は各自治体にとって今や貴重な自主財源となっているのではないのでしょうか。

ところで、大仙市には「大曲の花火」や「刈和野の綱引き」など全国的にも誇るお祭りや伝統行事が点在しており、大仙市出身で現在は他市他県で暮らす方にとって、ふるさとの景色として、あるいは観光等で大仙市を訪れ、それらお祭りや伝統行事に触れた方にとっては、それらのお祭りや伝統行事のインパクトが大仙市の特色として深く心に刻まれているのではないのでしょうか。

そこで、ふるさと納税を募る一つの手立てといたしまして、それら地域の特色とも言うべきお祭りや伝統行事に、ふるさと納税の一定額、あるいは一定割合額を充て、返礼品として「大曲の花火」であれば棧敷席や花火米、「刈和野の綱引き」であれば綱の藁を採るためにハサガケをした米など、その地域やお祭りにちなんだ返礼品を贈ってはいかがでしょうか。寄付する側にとっても、自分が寄付したお金が深く心に刻まれているお祭りや伝統行事に活用されるとすれば、出身の方のみならず寄付する側にとって、そのお祭り等を応援することで地域貢献につながり、寄付の大きな動機付けになると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

もう一つ、ふるさと納税を募る手立てとして、ギネス記録に挑戦するプロジェクトの立ち上げについてお伺いをいたします。

「大曲の花火」が日本一と言われる所以は、その「質」にあるのではないかと思います。「質」において日本は世界でも群を抜いているようでございまして、つまり実質的に「大曲の花火」は「世界一の花火」ということになるかと思います。

現在、花火に関するギネス記録は、大きさや長さ、打ち上げ発数のほか線香花火の一斉点火の人数など、幾つかあるようでございますけれども、ふるさと納税の一部を財源に、大仙市らしく「質」の点から国外では技術的に作るのが難しいとされる「多重芯の花火」の打ち上げ発数、例えばギネスに認定されるかどうかちょっとわかりませんが、1つの花火大会で上がる多重芯花火の数などでギネス記録に挑戦し、名実ともに「世界一質の高い花火」として、大曲の花火、花火のまちとして、インパクトのあるPRをしてはいかがでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、ふるさと納税についてお答え申し上げます。

昨日の小山緑郎議員の質問でも触れましたが、本市では、大仙市をふるさととし、応援しようとする皆様の想いを形にすることを目的に、ふるさと納税制度により寄せられ

た寄付金を原資として「大仙市ふるさと応援基金」を設置し、観光、高齢者福祉、自然環境の保全、子育て教育の4つの分野における事業の財源として活用することとしております。

ご承知のとおり、寄付者へ送る返礼品につきましては、本年度からこれまでも行っていた広報の1年間無料送付に加えて、1万円以上の寄付をいただいた方に対し、大仙市のオリジナルカレンダーと大仙市特産品開発コンクールの入賞作品をお贈りしております。

この返礼品については、総務省から、高額または寄付額に対する割合が高い返礼品を送付しないようにとの通知もあり、これらを踏まえ、今後も過度に高額とならないような価格に配慮しつつも感謝の気持ちを表せるような、さらなる検討を行ってまいりたいと思います。

なお、市内各地域のお祭りや行事に寄付金を充て、そのお祭りや地域にちなんだ返礼品を贈ってはとの議員のご提案につきましては、観光振興の視点から地域行事への活用ができないか検討するとともに、返礼品についても制度に対する市の考え方を逸脱しない範囲で検討をしてまいりたいと考えております。

次に、「大曲の花火」でギネス世界記録を目指すことについてであります。実施については運営主体であります「大曲の花火実行委員会」や商工会議所、花火業者など関係団体の意向により決定されるべきものであることから、議員ご提案の内容については、関係団体にお伝えしたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） 再質問許可します。

○5番（後藤 健） 再質問、1番については検討いただくということで、2番なんですけども、ギネスに挑戦しませんかという、当然花火大会、その商工会議所ですとか実行委員会の主催ではあるんでしょうけれども、ふるさと納税を募る手立てとしてということで、これはやっぱり僕は市の協力といいますか先導というのは、やっぱりなしにはできないのかなというふうに思っております。昨日、小山議員が知り合いの方から言われたと、夢へ投資したいんだというような話もありました。僕も全くそのとおりだと思っております。自分のこの納税したお金がこれ、大仙市のギネスになるんだというような、そういった夢を与えられるような事業をひとつ市で主導してやっていただければいいのかなと、寄付する方にとっても、される側にとっても、いいことだと思うんですけ

れども、その実行委員のことですからというのは簡単でしょうけれども、その辺、市としての考えをもう一度お聞かせ願います。

○議長（千葉 健） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○市長（栗林次美） 大曲の花火につきましては、市が主催するものではありませんので、主催はあくまで商工会議所を中心とした実行委員会で、我々はそういう意味では有力な共同開催者ということの位置付けで今までもやってきましたので、この提案に対して私がギネス云々と答えることは差し控えさせていただきたいと思います。まずは実行委員会の皆さんに、こういう提案、議論がありますよということを正確に伝えながら、まずそこからご意見を伺いたいと思います。その一つの手段として、もしかするとふるさと納税と考えられるかもわかりませんが、今この場で私がそのことを言うのは控えさせていただきたいと思います。

○議長（千葉 健） さらに質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○5番（後藤 健） 一度その実行委員会の方に伝えて、もし実行委員会の方で、あっそれはいいんじゃないかというような話があれば、そのふるさと納税を活用することも考えられるというふうに受け取りましたところで、この点に関しては質問を終わります。

○議長（千葉 健） 昼食のため、暫時休憩いたします。再開時刻は午後1時といたします。

午前11時53分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番の項目について質問を許します。

○5番（後藤 健） それでは、一般質問最後になりますけれども、マーチングの合宿誘致と大会の開催について質問いたします。

大仙市は「音と光と水のまち」を標榜していますように、「花火のまち」と並んで「マーチングのまち」でもございます。大曲中学校が全国大会において5年連続最優秀賞、大曲小学校や花館小学校も、それぞれ金賞や銀賞を受賞するなど、全国的にもレベ

ルが高く、その輝かしい実績は広く市民にも知れわたっているところであり、市民の誰もが「マーチングのまち」を自認しており、大仙市にとっても、それも一つの特色であるのではないのかなと思っております。

ところで、大仙市は合宿の誘致に力を入れており、１８年も連続で大仙市で合宿されている横浜商科大学や東京学芸大学付属高校などを筆頭に、平成２７年度も、これまで１５団体５５４人が合計６０泊と市内で合宿をしている実績があります。これは誘致活動の結果だと非常に喜ばしいことではございますけれども、冬期間の合宿はなかなか実績がないのが実情ではないでしょうか。

そこで、横浜商科大学の野球の合宿などともかち合わず、市内の観光客数及び宿泊者数が落ち込む冬場において合宿を誘致することで、交流人口の拡大も図られるのではないのでしょうか。その誘致する合宿が大学などレベルの高いマーチング部であれば、市内の小・中学生にとってもレベルの高い演奏や練習に触れる機会となり、レベルの底上げが図られることにもつながると思いますが、ご見解を伺います。

また、同様の考えから、マーチングの大会を開催できないかお伺いいたします。

先程述べましたように、特に大曲中学校のマーチングについては、全国的にもその名を轟かせているところであり、例えばその大曲中学校がある大仙市の招待大会のような大会となれば、高校のバスケットにおける能代カップのように、レベルも高く、多くの児童生徒が目指す大会となり得ると思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） ３番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の、マーチングの合宿誘致及び大会の開催についてお答え申し上げます。

来る１２月１９日、さいたまスーパーアリーナで開催されるマーチング全国大会に、秋田県大会、東北大会で金賞を受賞した大曲中学校、花館小学校が出場予定であり、本市の小・中学生のマーチングの活躍には目覚ましいものがあり、大曲の花火同様、市民や全国のファンを魅了するものとなっております。

議員のご提案につきましては、交流人口の拡大を図ることは重要な課題と認識しておりますが、冬期間のマーチング合宿誘致及び大会開催の実現は、現状からして大変厳しいものと考えております。

まず、活用するための施設としましては、マーチングを演じるための十分なスペース

を持ち、暖房設備のある体育館が市内に5施設あります。しかし、現在の冬期間の利用状況については、例えば大曲体育館では、平日の午前10時から午後9時までの時間、各種サークル・スポーツ少年団、部活動等として市民が終日活動しており、休日は各種大会が開催されております。特に冬期間は、屋外の競技の活動場所ともなるなど、会場確保は非常に困難であります。

また、大会を開催する場合には、十分な観客席のある施設とあわせて同等の練習会場の確保も必要となる上、小・中学校においては、目標としている12月のマーチング全国大会を終えると最高学年が引退し、後輩たちがアンサンブルコンテスト等に挑戦したり、次年度の大会に向けて、じっくりとチームづくりを行ったりする時期でもあり、年間指導計画上も厳しい状況にあります。

今後、冬期間に限らず、マーチングの活用という視点を大事にし、関係機関と連携しながら、合宿誘致や大会開催も含めた青少年の交流活動の可能性について研究してまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） 答弁に対する再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、5番。

○5番（後藤 健） そのマーチングということで僕も話をしましたけれども、要はやっぱりこういった特色を生かして、やっぱり横にいろいろ広げてほしいなというふうな思いで質問いたしましたので、様々なその子どもたちとの交流の場、検討しますという話もありましたので、せっかくマーチングという、こういうおっきい特色があると思うんで、そういうのもまず交流人口の拡大に図れるように、横に広げるような取り組みをしていければなというふうな思いで質問させていただいたんで、今後ともいろいろ検討していただければなということを申し上げまして質問を終わります。

○議長（千葉 健） これにて5番後藤健君の質問を終わります。

【5番 後藤健議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、9番佐藤文子さん。

（「はい、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

【 9 番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○ 9 番（佐藤文子） 一般質問、最後の質問として共産党の佐藤文子が行います。通告に従い、早速質問をいたします。

公共施設等総合管理計画について、2 点お尋ねいたします。

平成 25 年度・26 年度にわたる独自調査とあわせて、総務省が自治体に求めました公共施設等総合管理計画の策定作業が現在進められているようです。施設の数や老朽化、多額の維持・更新経費、厳しい財政状況、人口減少と少子高齢化、利用ニーズの変化の 5 点を課題に挙げ、計画的な長寿命化対策というものを除いては、公的管理の縮小の方向が多く示されているようです。

公共施設は、住民の共有財産であり、公共施設をどうするかは住民が本来決めることだと考えます。地域及び地区別の検討会を開くなど、市の調査したデータのみを提供し、継続するのか長寿命化を図るのか廃止するのか集約させるのか、多機能民営化などの方向性、住民が主体的に検討してもらおうといった取り組みが必要なのだと私は思います。住民合意による管理計画、住民自治の涵養という点からも、こうした立場での取り組みを望むものですが、いかがでしょうか。

2 つ目には、中でも公民館についてのあり方について質問いたします。

公民館は、社会教育法で市町村、その他一定区域内の住民のため、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定めております。そして、地域の住民と密着をして、市町村をはじめ地域社会の発展と住民生活の充実に資する事業を市自ら行ったり、それにかかわる住民の自主的な教育、文化活動や生活文化、社会福祉増進等、地域づくりの発展を援助することなど、総合的で多様な機能が自主的に発揮されていくことが期待されているのであります。そのために公民館事業として、定期講座を開設すること、討論会や講習会、講演会、実習会、展示会を開催すること、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会を開催すること、各種団体・機関等の連絡を図ること、施設を住民の集会、その他の公的利用に供することと定めておりまして、これに必要な施設設備、職員、予算についても一定の水準が不可欠であるというふうなことは言うまでもないとされております。

公民館は、地域住民の諸活動や社会教育の推進にとって大変重要な施設であります。老朽化や利用者が減少していること、また、利用実態が集落会館的といったようなことから、統廃合や指定管理、自治会への譲渡などの検討が進められているようでありますが、これでは本来の生涯学習活動という公民館の目的は当然果たすことは難しいし、地域の生涯学習活動に格差を生み、総じて市民全体の自主的活動の涵養という点でも問題が生ずるものだと考えます。

公民館は自主事業をしっかりと行うなど、地域の人づくり、地域づくりの拠点として活発な利活用が図られるよう、その点から見直しをするべきなのであってほしいと思うわけですが、所見を伺います。

以上。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、公共施設等総合管理計画につきましては、現在、平成 28 年度の計画策定に向け、平成 25 年度から 2 カ年かけて調査した結果をもとに、課長級の職員で構成する「公共施設見直し検討委員会」と、各施設の所管課職員が集まり計画素案を策定する「検討チーム」が、各施設の方向性について検討を行っております。

検討内容としましては、施設の経過年数や利用者数、利用率、運営コストなどをもとに、地域の実情や施設の特性を考慮した施設配置の検討を重ねております。

また、市民の皆様に対しましては、計画策定の必要性について理解を求めるため、広報「だいせん日和」11 月 1 日号から「だいせんの公共施設のこれから」と題し、公共施設の現状や更新費用の推計について、シリーズで順次掲載しているところであり、情報の共有化を図っているところであります。

今後、計画策定に関する素案がまとまりましたら、市議会との協議を行ってまいりますが、地域からの意見等をいただくために計画策定の素案を地域協議会に提示していくほか、パブリックコメントもあわせて実施し、住民との合意形成を図ってまいります。

なお、本計画は今後 30 年間を見据えた計画となる予定となっておりますが、毎年度、施設の利用状況や老朽化の度合いなどの実態把握を行い、本市を取り巻く様々な社会情勢に柔軟に対応しながら、必要に応じて各施設の計画を見直ししてまいります。

次に、公民館の活発な利活用を図る見直しにつきましては、公民館は社会教育法で

「住民のために各種事業を行い、もって住民教養の向上、生活文化の振興などに寄与することを目的とする」としており、大仙市におきましては、第2次生涯学習推進計画で「未来を造り心豊かな人を育むまちづくり」をトップスローガンとして各種公民館活動を展開しているところであります。

公民館活動の計画段階におきまして、利用者や地域住民の声を聞き、現状と課題を検証しながら市民ニーズや各世代に応じた学習機会の提供拡大に努めており、生涯学習を通じて地元住民が地元の良さを再認識し、地元の自然や歴史・文化を活かしたそれぞれの地域づくりを進める一助となれればと考えております。

各公民館が歩調を合わせ、地域の特徴や特性を活かしながら、公民館が地域の拠点となるような生涯学習活動を推進してまいります。

議員ご指摘のとおり、施設の老朽化や利用者の減少等課題も多い状況でありますが、公民館の見直しにおきましては、公民館活動の重要性を踏まえながら、地域の実情に応じて利用者や地域住民の声を聞きながら、公共施設の見直し等の作業に取り組んでまいります。

以上です。

【老松副市長 降壇】

○議長（千葉 健） 答弁に対する再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

○9番（佐藤文子） まず、公共施設の今後の方向性について、調査及び、そして計画では、市当局と関係施設等の課長等との協議でもって進めていくというふうな、現段階ではそういう状況のようで、いずれパブリックコメントというような話もありますが、周知自体をしていただく段階では、既に計画等が相当煮詰まった段階で提示されるものではないかというふうなことを、答弁を聞いて伺いました。そういうふうなことで、私がそこで心配しているのが、いろんな公共施設の見直しが住民の、本当にこの住民が望む利活用が図られているのかどうかというあたりのところの調査から、しっかりとこの住民からの意見を伺う、そうしたことから始めるのが本筋ではないかなと。全てこの見直しについても、市当局等が中心になってこの管理計画というふうなものを決めて、そして住民に周知していくというふうなやり方は、少し上からのこの取り組みになってしまっているのではないかなというふうに思ったものですから、その辺、いや、そうでは

ないんだと、しっかりと住民の皆さんの意見を、この総合管理計画については住民の皆さんの意見をしっかりと反映させてやっていくというふうなところ、再確認させていただきたいと思います。

それからもう一つ、公民館は最もその、是非この充実・発展させてほしいというふうに思います。しかし、先日渡されました調査の内容を見ますと、一部に地域の統合というような取り組みを方向性として少し検討されているような内容もありましたので、そういうふうなことのないように、やっぱり地域をしっかりと守っていく、人づくりをその中で進めていく、この利用が非常に少ないというような公民館については、なぜそういう状況になっているのかをよく分析しながら、高齢化が進んでいる地域には、やっぱり市がしっかりと公民館活動を提供して、そして自主的に活動が進んでいるところには十分なサポートを行って、地域の公民館活動をしっかりと守っていただきたいというふうなことを私はお願いしたいと思っております。

まずこの２点についてお願いします。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松副市長。

○副市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、今の公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、住民の声をしっかりと聞いてほしいというご指摘だったと思っておりますけれども、今、先程申し上げましたように検討委員会、これは支所長、課長級で構成しております。それからもう一つは、実際に施設を管理している職員の皆さんで構成している検討チーム、このメンバーで今検討させていただいておりますけれども、この検討チームの職員にあたっては、直接施設を管理しているということで、利用されている方々並びに利用されている方々の意向などがある程度把握して、この検討会に臨んでいるというふうに思っております。そうしたことで、今ご心配の点については、積極的に住民の皆さん、利用者の皆さんの意見を聞いている職員もいるようでありまして、そういったことに配慮して取り組んでいるというふうに思っております。

それから、計画案がまとまりましたら、当然議会の方にはご説明申し上げるとともに、市民の皆さんにはしっかりと説明していくという、説明責任を果たす必要があるというふうに思っております。

それから、いざ計画の実践の段階、３０年間の計画でありますので、実践する際には、当然、市議会と、それから住民の皆さんとの、市民の皆さんとの合意形成を図りながら

努めていかなければならないと、進めていかなければならないというふうに考えておるところであります。

それから、公民館の関係でありますけれども、公民館につきましては、私も地域の活性化や行政との協働のまちづくり、市民と行政の協働のまちづくりの観点におきまして大変重要な役割を果たす施設だというふうに認識しております。今回そういった意味で、4月には各支所に地域活性化推進室という部署を作りましたけれども、その中には公民館長と公民館の職員も入っているということでありまして、そういう意味で認識を持っているところであります。

そして、大曲地域の公民館、花館公民館を除きますけれども、地域から推薦された方が、民間の方が館長という形で、本当に地域に、住民に密着した形でいろいろな公民館活動がなされているというふうに理解しております。そういった重要性のある公民館でありますので、今後の見直しにあたりましては、どんな方向になっていこうとも、住民の皆さんと十分に協議を重ねて見直しを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） 答弁に対する再々質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 2番目に地方創生について2点伺います。

昨年11月28日に公布されました「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方自治体では今年度中の地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を目指して、急ピッチで作業が進められていることは周知のとおりであります。これらの策定は努力義務というものの、策定しない自治体には地方創生関連の交付金が来ないので、策定しないわけにはいきません。しかし、余りにも策定期間が短いために、住民の声を丁寧に反映させたものにできるかどうかが問われてまいります。

そこで、計画の策定や実践、評価という一連のプロセスにおいて、住民参加を保証することは、住民の意欲や責任の醸成にもつながりますし、地方創生に向けた市民協働のまちづくりとなり得ると思うわけであります。

そこで伺いますのは、今回の策定にあたって、住民参加の機会を持たれたのかどうか。また今後、実行段階でも公民館単位などでの住民参加や住民集会、話し合い等の機会を持つことが望ましいと考えているわけですが、その点の見解をお聞かせ願います。

2 つ目には、地方版総合戦略は人口動向の分析と人口の将来展望を示す地方人口ビジョンをもとに作成するとのことであります。

人口減少対策は過疎対策が始まった 45 年程前からの課題でありまして、これまでのいろんな施策でもって成功した例は大変少ないと言われております。高度経済成長期からの経済産業政策は、一方で一極集中や都市と地方の格差拡大、若者の流出など、地方、とりわけ農村都市の人口の減少と少子高齢化を加速させてまいりました。それゆえ人口減少対策は大変難しいことだと思います。

雇用と所得の向上、子育て支援の充実、コミュニティの醸成や各種施設やライフラインなど社会基盤の充実、自然環境等々、総合的に安心して暮らせる住みよいまちというものをつくる中でこそ、徐々に解決が図られていくものではないかなというふうに思っています。

現段階で人口ビジョンをどのように検討されているものなのか、お知らせ願います。

以上です。

○議長（千葉 健） 2 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、地方創生についてお答え申し上げます。

はじめに、地方版総合戦略などの策定にあたっての住民参加についてであります。

地方創生を実現する上では、住民、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であり、総合戦略の策定にあたっては様々な分野の方々からご意見を伺い、これを反映させていくことが大事であることは十分に認識しております。

現在、総合戦略の策定と並行し、来年度からの第 2 次大仙市総合計画の策定作業中ですが、総合戦略は市総合計画に包含されるもので、総合計画の中から「人口減少克服地方創生」の実現のための効果が高く、本年度を含めた今後 5 年間に於いて集中的に実施する施策・事業をまとめたものになるものと考えております。

総合計画の策定にあたっては、昨年度、2 千人の市民を対象にしたアンケートなどの実施や、また、総合戦略の策定にあたっては、本年度、県外への転出者や市内在学の高校生、子育て世代の市民 2 千人を対象としたアンケートを実施するなど、広くご意見を伺ったほか、各分野の方々、いわゆる「産官学金労言」の代表や地域協議会委員、市民団体など 25 名で構成する委員会を設置し、生の声として総合計画及び総合戦略の内容をご検討いただいているところであります。

なお、今後は、市議会や地域協議会の皆様、また、パブリックコメントなどを通じて、ご意見を伺う機会を設ける予定としております。

また、策定した総合戦略の推進につきましても、住民、関係団体と連携し、地域一体となって取り組むことが必要であります。戦略に盛り込んだ施策については、その効果を検証し、取り組みの見直しを行ったり、必要に応じて戦略の改訂も行っていくものであり、策定段階で検討にあたっていただいた委員の皆様には、引き続きその検証にも取り組んでいただく予定であります。このほか市民による市政評価や地域協議会など様々な機会を捉え、広く住民の意見を反映させてまいりたいと存じます。

次に、人口ビジョンについてであります。

人口ビジョンは、地方創生の実現に向けて効果的な施策を企画・立案する上での基礎と位置付けられるもので、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有するとともに、国及び県のビジョンを勘案しつつ、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものであります。

本市の総人口は、昭和30年（1955年）の約12万3千人をピークに減少に転じておりますが、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、今年から25年後の平成52年（2040年）には約5万5千人と、平成22年（2010年）時点の約4割まで減少するものと推計されております。

現在策定作業中の人口ビジョンの素案では、本市のこれまでの自然動態や社会動態の推移、雇用や就労等に関する分析などを行い、社会減や自然減の抑制、少子高齢社会にあっても持続可能な地域づくりを取り組みの方向性として示しているほか、本市の将来人口として、県の人口ビジョンとの調和を図り、平成52年（2040年）には約6万2千人、平成72年（2060年）には約5万人を目指すこととし、国が推計した平成72年の人口と比較し、約1万3千人の減少抑制とすることを目指しております。

残念ながら現在の状況では、今後において人口減少抑制策を講じ、出生率の向上などの成功を収めたとしても、これから数十年は人口減少が進むことが明らかでありますので、いかにその減少スピードを抑え、人々がふるさとに住み、働き、安心して子どもを産み育てられるようなまち、人口が大きく減少しても、それに耐えるまち、そして、今後一定期間増加が見込まれる高齢者の方々を含め、市民一人ひとりが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるかが重要であると考えております。

今後は、市議会の皆様に総合戦略案とあわせ人口ビジョン案をお示しすることとして

おりますので、その場でのご意見等を参酌しながら成案にしていきたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対する再質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、３番の項目について質問を許します。

○９番（佐藤文子） 質問の最後に、ＴＰＰ交渉の大筋合意という問題についてお尋ねいたします。

１０月５日、安倍内閣がＴＰＰ交渉が大筋合意をしたとする発表を行いました。日本共産党は、大筋合意が発表された１０月５日に、ＴＰＰからの撤退、調印中止を求めるとする談話を発表し、地域経済、雇用、農業、医療、保険、食品の安全、知的財産など、国の生活・営業に密接にかかわる分野で日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すもので、断じて容認できないと厳しく抗議をするとともに、調印を中止させるための国民的闘いを呼びかけたところであります。

大筋合意の内容は、国会決議で聖域とした米、麦、牛肉、豚肉、甘味資源作物、乳製品の重要５品目で関税撤廃等が含まれており、重大な決議違反をしております。また、それにとどまらず５品目以外の大部分の農林水産品についても、かつてない大幅な関税の撤廃や引き下げを約束し、さらには我が国がこれまで関税を撤廃しなかった品目についてもＴＰＰ発効から７年経った後に、農産物輸出国と協議をするという条項も入っており、今回は関税を残した各農産品目でも、さらなる開放を迫られることになるなど、我が国の農林水産業に深刻な打撃を与える大幅な譲歩を行ったのであります。

これでは、政府が今年３月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画で、農地の維持とともに食料自給率をカロリーベースで２０１３年の３９％から２０２８年の４５％へ、生産額ベースで６５％から７３％へ引き上げるという、こうしたことへも逆行するものであります。

農林水産省は、大筋合意による影響分析を発表いたしましたが、そこでは「多くの品目は輸入の急増は見込み難いもの、影響は軽微」などと、極めて楽観的・欺瞞的な認識を示し、その一方では、長期的には国産品価格の下落が懸念される品目が少なからずあるため、生産者コスト削減などの国際競争力の強化を求めているのですから、無責任も甚だしいわけであります。

鈴木宣弘東京大学教授のまとめでは、大筋合意による農業分野の被害額試算では、米で1,100億円、牛肉で3,262億円、豚肉では4,141億円、主要果物で1,895億円など1兆1,000億円を超えるとされ、2013年の農業生産額が8兆5,000億円余りなのですから、それに対し13%もの減少になると言われております。

政府、自公与党は、万全な事後対策を行うことで国会決議は守られているというふうに言いますが、今示されている事後対策の中心は、規模の拡大と品質格差による輸出の拡大であります。アメリカやEUなどが農業生産と農産物輸出に対する補助制度や農家に対する直接支払などによって農家の所得の多くを政策的に保障しているのと違い、日本は農業保護を次々と削減した上での関税の撤廃、引き下げですから、農業者に与える打撃は測り知れません。TPP大筋合意は撤回し、交渉から撤退すべきものだと考えます。

大筋合意によって政府もマスコミも、TPP交渉は決着ついたかのように言っていますが、そうではありません。秘密裏に行われた交渉の結果である協定案が発表された段階だけなのであります。関係国での国民的議論も国会での承認、いわゆる批准も、これからであります。世論の広がりでも撤回させる可能性は、あるのです。

そこで伺います。

1つは、大筋合意とするTPP協定案というものは、重要5品目を聖域とする国会決議に違反しているものだというふうに思いますが、市長のご見解をお聞かせ願います。

2つ目に、農業を基幹産業とする大仙市にとって、この大筋合意というのは大打撃であり、影響は計り知れないと思いますけれども、試算のほどはいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

3つ目には、農業と地域経済を守り、地方創生に取り組もうとしている今、TPP協定案、これを批准させないように、批准しないように、国会議員等に働きかけることが必要なのではないかと思いますが、市長のご見解をお聞かせ願います。

以上で質問を終わります。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、TPP交渉大筋合意についてお答え申し上げます。

はじめに、大筋合意したTPP協定案と国会決議につきましては、TPPはアメリカ、

オーストラリアなど太平洋を囲む12カ国の貿易自由化協定であり、関税撤廃の例外措置を原則的に認めない多国間による経済連携協定であります。平成18年、シンガポールなど4カ国による協定発効から始まり、その後、アメリカやオーストラリア、カナダなど7カ国が加わり、我が国は平成25年2月に行われた日米首脳会談において、「聖域なき関税撤廃が前提でない」ことが確認できたとして、同年3月に交渉参加を正式に表明しております。2年を超える歳月の中で、日米協議をはじめ各国との協議を経て、この10月5日に大筋合意に至っております。

農業分野における交渉結果を見ると、米の特別輸入枠の設定や牛肉・豚肉などの関税についても大幅に引き下げる内容となっており、また、関税の撤廃時期の再協議規定も盛り込まれております。

国会決議で聖域と位置付けた重要5品目についても、大幅に譲歩する形で合意されたことになり、農家の先行きに対する不安や不信感は、かつてないほど高まっており、生産現場を預かる自治体の長として今般のTPP交渉の結果には不満を感じております。

次に、影響額の試算につきましては、現段階で本市農業への影響額の試算は行っておりませんが、国においては協定発効による影響額試算を年内をめどに公表するとしております。県におきましても、これをもとに影響を分析するとしており、本市においても国・県の分析結果を参考にしながら、本市農業への影響について試算してみたいと考えております。

次に、TPP協定案の批准につきましては、政府が平成25年よりアメリカを含むTPP交渉参加国と幾度となく交渉の場を設け、この10月に大筋合意に至ったものであります。国の重要な施策でありますので、国会の場において、これまでの交渉の詳細や結果や経過について十分議論を尽くした上で判断していただきたいと考えております。

市といたしましては、協定発効後の国内農業への影響について、国が責任を持って十分対策を講じてくださるよう、市長会などを通じて要望してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対する再質問はございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 1番の国会決議に違反しているのかどうかという点については、不

満というふうな表現でもって、強い踏み込んだご回答ではありませんでしたけれども、いずれこの農業を大きな生産基地としております大仙市の市長としては、この不満というふうな中身は、相当怒りを持っての、込めた答弁だというふうに理解をさせていただきます。

そして、試算はいずれ国の方に基づいて年内に公表されるものに従って試算をしてみるというふうなことです。いずれこの5品目だけの、果物等この合意によって直ちに試算を出した鈴木教授の試算でも、ものすごいこの打撃を受けるというふうなことは、これは間違いありませんので、事後対策というふうなもの、十分なというふうなこと、とってもらいたいというふうな答弁の中にありましたけれども、これまで自由化を進めて、米、それからオレンジ、牛肉、こういうものの自由化を進めてまいりましたけれども、この農家の所得、あるいは地域の経済にとって事後対策が効果的なものは何らこれまでやってこられなかったと、これなかったというふうな、ますますこの自由化を進めて農業の衰退が進んでしまったというふうなことは過去の事例からもはっきりしているわけありますので、今回のものすごいこの関税撤廃等をめぐるT P P交渉大筋合意というふうなものは、打撃に賄うような事後対策が図られるとは、到底思えません。この大仙市においては、このT P P協定案については、やっぱり批准させない、市長会を通じてこの十分な保障をしていただくように求めていくとありますけれど、最大の保障はT P P協定案は批准させない、撤退をするというふうなことなのではないかというふうに改めて思います。もう一度その辺のところ、お聞かせ願えれば、お答えいただければお答えしていただいて、私の質問を終わります。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） なかなかこの件については、国会議員ではありませんので、直接その場に参加もできないので、国会の批准という問題がありますので、ここは丁寧に働きかけていかなければならないと、本当に批准していいものかどうか。

ただ、立場として、反対というと簡単ですけれども、それよりも、どうこの状況の中で農業を存続させていくかということの方に今ずっと頭がいておりまして、まず反対のエネルギーは蓄えておきながら、その分これからどうやっていくんだということについて、真剣に具体案を作っていかなければならないと、そんな市長としては立場であろうというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（千葉 健） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【 9 番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、日程第 2、議案第 1 2 3 号から日程第 1 3、議案第 1 3 4 号までの 1 2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 1 2 3 号から議案第 1 3 4 号までの 1 2 件は議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第 1 4、請願第 9 号から日程第 1 9、陳情第 4 1 号までの 6 件を一括して議題といたします。

本 6 件は、お手元に配付の請願文書表並びに陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（千葉 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、1 2 月 9 日から 1 2 月 1 5 日まで 7 日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、1 2 月 9 日から 1 2 月 1 5 日まで 7 日間、休会することに決しました。

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる 1 2 月 1 6 日、本会議第 4 日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 1 時 4 9 分 散 会

